

7 行政経営改革の推進

「豊川市行政経営改革プラン 2025」は、令和 7 年度までを計画期間とし、具体的取組の策定や推進体制について計画されています。

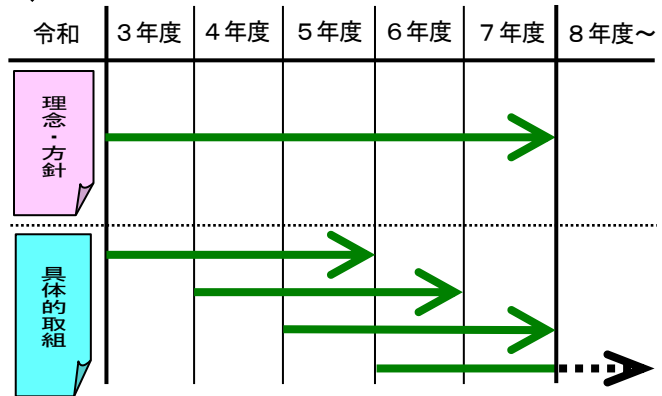
豊川市行政経営改革プラン 2025 の計画期間

図表 1 3 「豊川市行政経営改革プラン 2025 の計画期間」

本プランの計画期間は、総合計画の計画年度と同じ令和 7 年度までとします。

ただし、具体的取組は、向こう 3 年間の計画を毎年ローリングにより策定することとします。

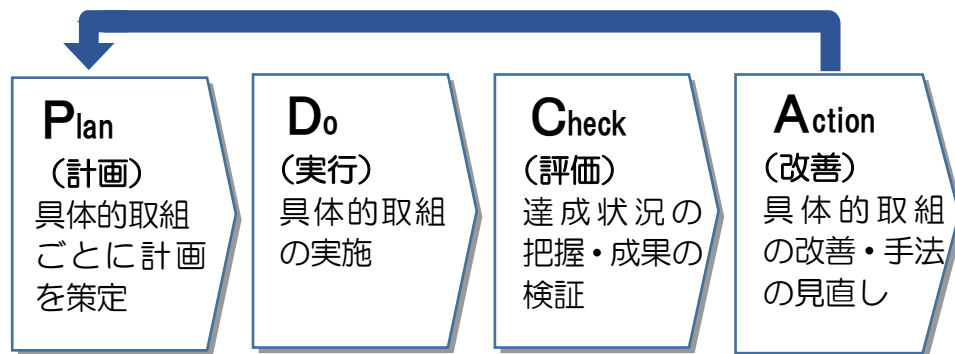
※令和 8 年度以降の具体的取組の考え方は総合計画実施計画と整合を図ります。



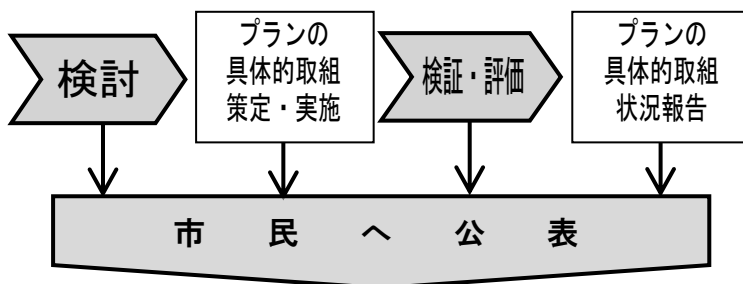
行政経営改革の推進方法

行政経営改革の推進に当たっては、13 ページの「行政経営改革の取組内容」でまとめている各施策の具体的取組ごとに改革工程を策定し、図表 1 4 「マネジメントサイクル」(PDCA サイクル¹) に基づき、計画的に見直しを実施します。

図表 1 4 「マネジメントサイクル」



図表 1 5 「具体的取組の流れと公表の位置づけ」



本プランの具体的取組は、毎年度検討を加え見直し、年間の実施内容・取組状況をまとめ行政経営改革審議会で検証・評価します。検討から取組状況の報告までの各過程について、市ホームページなどにより市民へ公表します。

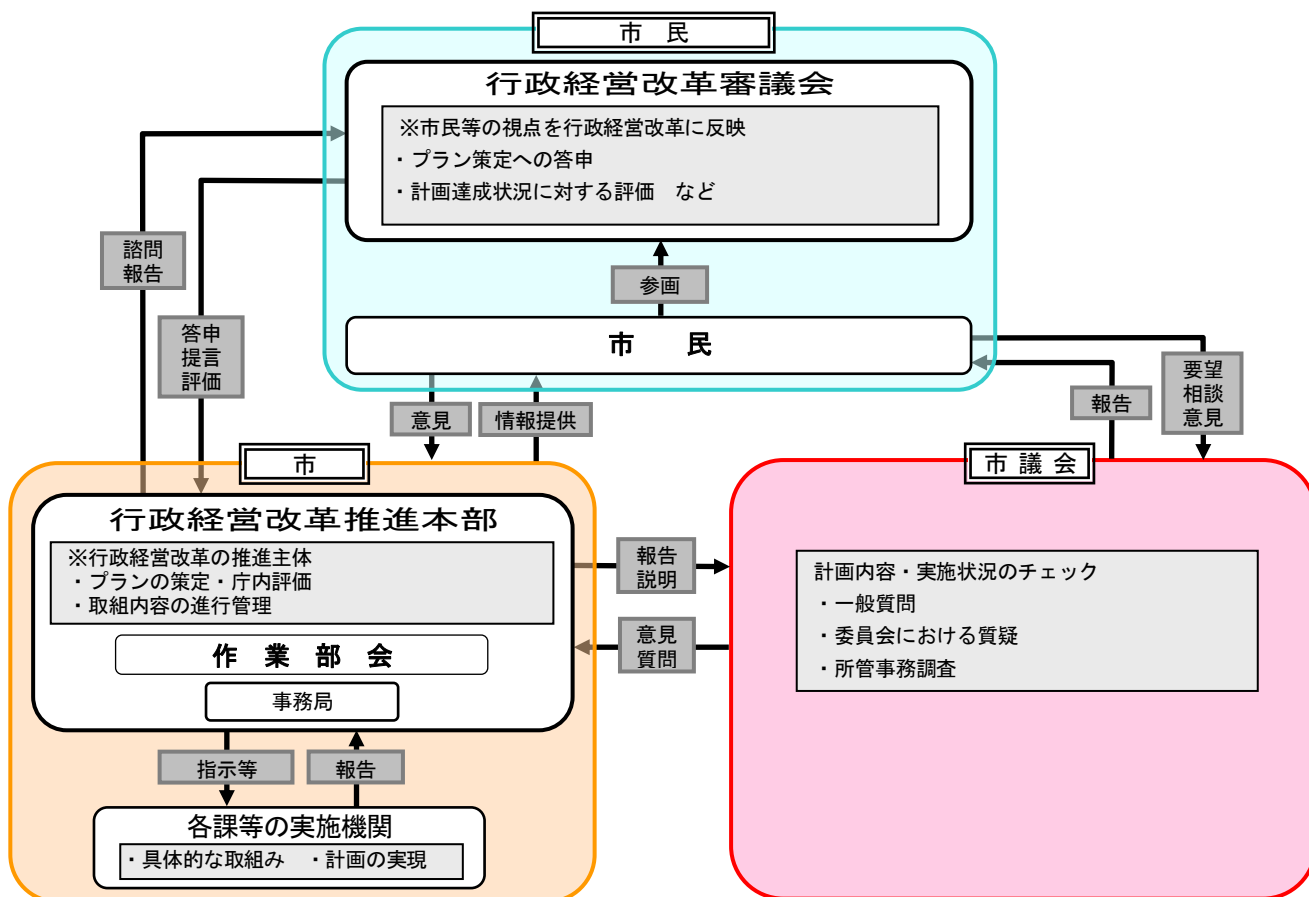
■1 PDCAサイクル:Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する管理手法。

行政経営改革の推進体制

行政経営改革を着実に推進するための体制としては、図表16「行政経営改革の推進体制」のとおりです。

「行政経営改革審議会」は、多方面の有識者や公募による市民から構成され、市民や企業の視点に基づく行政経営改革の検討などの役割を担います。また、「行政経営改革推進本部」は、行政経営改革の推進主体として中心的な役割を担います。

図表16「行政経営改革の推進体制」

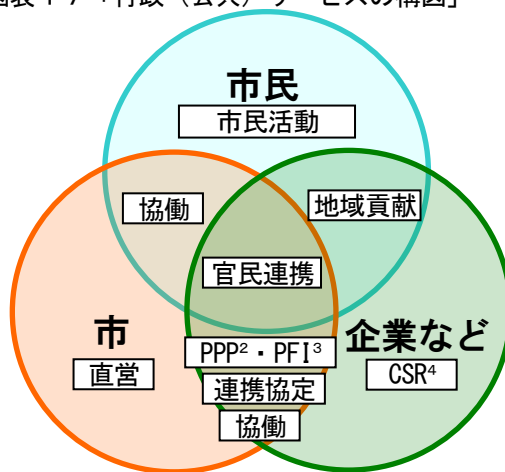


図表17「行政（公共）サービスの構図」

市民・企業などとの関係

行政（公共）サービスは、図表17「行政（公共）サービスの構図」にあるとおり「市民」・「企業など」・「市」が相互に関係して成り立っています。

「市民」・「企業など」・「市」が、それぞれの役割と責任を明確にし、互いに連携することがまちづくりを進めていく上で重要なこととなります。



■2 PPP:Public Private Partnership(パブリック プライベート パートナーシップ)の略。官と民がパートナーを組んで事業を行うという新しい官民協力の形態。民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者に任せる民間委託などを含む手法。
 ■3 PFI:Private Finance Initiative(プライベート ファイナンス イニシアティブ)の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

行政を取り巻く社会状況や現在の取組み内容等について、取組内容ごとに整理しています。